

# 第15章 許可に基づく地位の承継

## 〈解説〉

### 1 一般承継

#### (1) 一般承継の手続

工事の許可を受けた者の相続人等の一般承継人は、被承継人が有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。

地位を承継した者は、法第16条第2項、第35条第2項に基づき、軽微な変更として、遅滞なく、県知事に届出を行う必要があります。

「一般承継人」とは、許可を受けた者が自然人の場合はその相続人を指し、許可を受けた者が法人の場合は、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）を指します。

#### (2) 一般承継人に工事を行う意思がないとき

一般承継人に工事を行う意思がないときは、工事廃止届出書（細則様式第4号）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させる必要があります。

工事の廃止は第12章第5節を参照

### 2 特定承継

特定承継については、工事主の変更となり、法第16条第2項又は第35条第2項に基づく軽微な変更（工事主等の氏名等の変更）に該当せず、また、ほかに承継に係る法の規定がないため、新規に許可を取得する必要があります。

なお、都市計画法に基づく開発許可により、許可を受けたとみなされた工事に係る特定承継については、都市計画法の規定が適用になります。